

会議の概要（議事録）

会議の名称	令和８年度第１回荒川区公契約審議会
開催日時	令和８年８月２５日（火）午前９時５３分から午前１１時０６分
開催場所	荒川区役所本庁舎 ４階 庁議室
出席者	【委員】 ６人 五十嵐 裕美（学識経験者） ※会長 高橋 英一（学識経験者） ※職務代理人 小根澤 美和（事業者団体代表） 菅谷 昌浩（事業者団体代表） 佐々木 壘（労働者団体代表） 泉 沙織（労働者団体代表） 【事務局】 ４人 総務部長、経理課長、契約係長、契約係担当
傍聴人数	８名
配付資料	１．資料１：委員名簿 ２．資料２：荒川区公契約条例・荒川区公契約条例施行規則 ３．資料３：諮問書 ４．資料４：令和９年度労働報酬下限額の設定に関する考え方について
会議概要	１．開会 ２．部長挨拶 ３．委員自己紹介 ４．審議会会長及び職務代理人の選出 ５．諮問について ６．議題（令和９年度労働報酬下限額の設定に関する考え方について） ７．その他 ８．閉会

○令和９年度労働報酬下限額の設定について

(１) 工事請負契約に係る労働報酬下限額について

委員の質疑、意見等	事務局の回答
・工事の「未熟練工」は、当面「全職種一律」とし、「普通作業員単価の７０％」以上とすべき。 事務局案（軽作業員単価の７０％）ではＣＣＵＳレベル１標準値と比して低く、労務費のダンピングを招く恐れがある。軽作業員基準とする場合でも、少なくとも「軽作業員単価の９０％」にすべきである。	・先行区では「軽作業員単価の７０％」を基準とする自治体が多く、それらとのバランスを考慮して事務局案を設定した。具体的な意見として受け止め、一度持ち帰って検討する。
・建設工事では、一次、二次、三次下請と重層的な下請構造となる中で、元請が適正な金額を支払っていても、最終的に労働者へいくら支払われているかを把握することは難しい。 ・また、熟練者と未熟練者では技能や経験に差がある一方、元請から協力業者への支払額では必ずしも区別されていないため、労働報酬下限額の適正な水準を判断することは難しい。	—

(２) 業務委託契約及び指定管理協定に係る労働報酬下限額について

委員の質疑、意見等	事務局の回答
・行政職給料表(2)１級１６号の時間単価の算定に「一時金」が入っていないのはなぜか。一時金や手当の取扱いが異なっているが、同じ公契約として基準をそろえることも検討すべきではないか。 ・一時金を算入してはいけないというものではないのであれば、人材確保の観点から、一時金も含めた金額設定について次回以降検討してほしい。	・工事は、諸手当や賞与等を含む公共工事設計労務単価を算定の基礎としている。一方、業務委託については、最低賃金法の考え方を踏まえ、一時金等を含めない形で算定しており、両者では算定の考え方が異なっている。

委員の質疑、意見等	事務局の回答
・入札では価格競争があるため、労働報酬下限額に必要な人件費を十分に見込んだ予算額を確保しなければ、労働報酬下限額を確保するために現場の人員を削減せざるを得なくなり、労働環境の悪化や業務の品質低下を招くおそれがある。	・業務委託等の予算編成に当たっては、事業者から提出された見積書を基に予算要求を行っている。業務の履行に必要な金額を適切に見積もっていただければ、それに基づき区として予算確保を検討していく。
・１０年勤務している人と、新たに勤務を始める人が同じ賃金になると、長年勤務している労働者から不平・不満が生じる可能性がある。単に労働報酬下限額を確保するだけではなく、既存の労働者を含めた全体的な賃金のベースアップも考慮した予算編成が必要である。	
・業務委託や指定管理は３～５年の長期契約が多い。令和９年度以降に新たに締結する契約等のみに条例を適用すると、既存の適用外施設との間に賃金格差が生じ、労働者が賃金の高い現場へ移動することが懸念される。可能であれば、既存契約についても契約金額の引上げを検討してほしい。	・課題として認識しており、既存契約への適用についても検討を行ったが、事業者の事情もあり区が一方向的に適用させることはできないこと、先行自治体でも既存の契約には適用していないことを踏まえ、既存契約には適用しない方向で考えている。 ・ただし、長期継続契約では、現在も物価変動、賃金の上昇等を踏まえ、毎年協議により金額を見直して契約を行っている。また、指定管理は令和９年度以降に締結する協定から、毎年の見直しが可能で運用に改める予定。 ・移行期は最大約４年間、対象となる契約と対象外の契約が混在するが、区として可能な限り対応していくので、ご理解いただきたい。
・業務委託には、給食、介護、清掃、警備など多様な業種があり、賃金水準も異なる。初年度から一律の労働報酬下限額を設定するのではなく、行政職給料表（２）のように「職種別」に設定することを検討すべきではない	・２３区では、職種別に労働報酬下限額を設定している区（千代田区・足立区）もあるが、多くの区では一律の金額を設定している。他区の状況も踏まえながら検討していく。 ・労働報酬下限額は、労働者に支払う報酬の最

委員の質疑、意見等	事務局の回答
か。	低基準であり、その額を上回る賃金を設定することを妨げるものではない。事業者には、労働報酬下限額を上回る適正な人件費等を見込んだ見積書を提出いただき、区はその見積りを基に予算編成を行っていく。

(3) その他

委員の質疑、意見等	事務局の回答
・物価高騰に対応するため、あらかじめ契約書に「インフレスライド条項」を結ぶことは可能か。	・工事請負契約については、契約書にスライド条項を盛り込んでいる。業務委託の長期継続契約等については、毎年度の協議の中で、物価上昇や人件費増加等を踏まえて契約金額を調整している。年度途中の価格上昇については、必要に応じて変更契約により対応する。
・他区の先行事例について、運用上の成功事例や課題等を共有するための横のつながりはあるのか。	・公契約に特化した23区共通の協議会はないが、先行区への個別照会や23区の経理課長会での情報交換、各区への照会等により情報共有を行っている。
・労働者への周知不足により、労働報酬下限額未満で働いていても声を上げられない事態を防ぐため、先行区で行われているカードの配布など、労働者一人一人への周知を徹底し、条例の実効性を高める取組を行ってほしい。	・事業所への掲示については義務付けており、また、労働者への周知に活用できるカードについても、事業者の負担とならないよう区でひな形等を用意する予定である。労働者への周知は重要な課題と認識しており、引き続き取り組んでいく。